

令和8年度から始まります!

「子ども・子育て支援金制度」

子ども・子育て支援金制度について

すべての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。



令和8年4月分保険料から

一般保険料・介護保険料と合わせての徴収となります。

一般保険料

+

介護保険料
(40歳以上)

+

「子ども・子育て
支援納付金」
(18歳以上)

新設

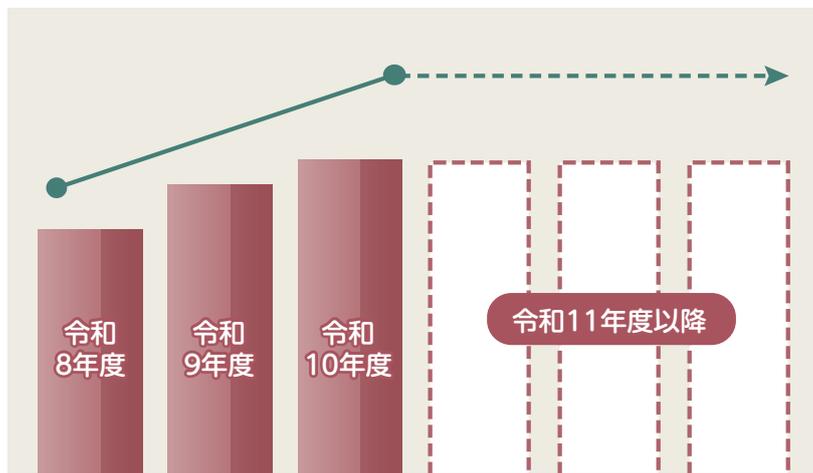
子ども・子育て支援金は、当組合が国に代わって徴収を行うものです。そのまま国へ納付するため、当組合の事業運営（保険給付や保健事業）に使用することはありません。

■ 支援金の負担イメージ

納めていただく「子ども・子育て支援金」は、加入する医療保険制度、所得や世帯の状況などによって異なります。令和10年度までに段階的に金額は上がりますが、令和11年度以降は負担が増えることはありません。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者からの納付金は全額軽減されます。

※当組合の令和8年度納付金分額は、同封の「保険料のお知らせ」をご覧ください。



こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」



子ども・子育て支援金の使われ方

≫ 次の6つの事業に使われます（みなさまからの支援金は国から定められた事業以外に使われることはありません）

児童手当の拡充

（令和6年10月から）

- 所得に関係なく、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生世代まで延長します。 など

出生後休業支援給付

（令和7年度から実施）

「出生後休業支援給付」を創設し、こどもの出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



妊婦のための支援給付

（令和7年度から制度化）

妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠している「こどもの人数×5万円」を支給します。



育児時短就業給付

（令和7年度から実施）

「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間で時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

こども誰でも通園制度

（令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施）

「こども誰でも通園制度」とは、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用（こども1人当たり10時間/月）できる制度です。

※利用時間は、市区町村によって異なる場合があります。



育児期間中の国民年金保険料免除

（令和8年10月から実施）

国民年金の第1号被保険者を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

みなさまのご協力をお願いします！

子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものです。そして、そのこどもたちは将来おとなになり、この社会を支える担い手となるため、**子育て支援はすべての人にとってメリット**があります。高齢者や、子育て世帯ではない人も、ご理解とご協力をお願いします。

このリーフレットは、「こども家庭庁」の情報を基に作成しています。